

平成16年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第3日)

平成16年11月26日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成16年11月26日 午前9時38分開議

- 日程第1 議案第2号 平成16年度周防大島町一般会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第3号 平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第4号 平成16年度周防大島町老人保健事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第5号 平成16年度周防大島町介護保険事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第6号 平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第7号 平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第8号 平成16年度周防大島町下水道事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第9号 平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第10号 平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第11号 平成16年度周防大島町渡船事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第12号 平成16年度周防大島町交通災害共済事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第13号 平成16年度周防大島町公営企業局企業会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第14号 周防大島町指定金融機関の指定の専決処分の承認を求めることについて

- 日程第14 議案第15号 柳井地区広域消防組合への加入の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 議案第16号 柳井地区広域事務組合への加入の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 議案第17号 柳井地域広域水道企業団への加入の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 議案第18号 山口県市町村公平委員会への加入の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第18 議案第19号 山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第19 議案第20号 光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第20 議案第21号 光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第21 議案第22号 光市・大和町の廃置分合に伴う山口県東部地方税整理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第22 議案第23号 光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第23 議案第24号 大和町、楠町及び山陽地区消防組合の脱退に伴う山口県市町村職員退職手当組合の財産処分の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第24 議案第25号 光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第25 議案第26号 大和町、楠町及び山陽地区消防組合の脱退に伴う山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第26 議案第27号 相互救済事業経営を財団法人全国自治協会に委託の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第27 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第28 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 日程第29 柳井地区広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第30 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号 平成 1 6 年度周防大島町一般会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第 3 号 平成 1 6 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 4 号 平成 1 6 年度周防大島町老人保健事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 5 号 平成 1 6 年度周防大島町介護保険事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 6 号 平成 1 6 年度周防大島町訪問看護事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 7 号 平成 1 6 年度周防大島町簡易水道事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 8 号 平成 1 6 年度周防大島町下水道事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 9 号 平成 1 6 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第10号 平成 1 6 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第11号 平成 1 6 年度周防大島町渡船事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第12号 平成 1 6 年度周防大島町交通災害共済事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第13号 平成 1 6 年度周防大島町公営企業局企業会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第14号 周防大島町指定金融機関の指定の専決処分の承認を求めることについて

- 日程第14 議案第15号 柳井地区広域消防組合への加入の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 議案第16号 柳井地区広域事務組合への加入の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 議案第17号 柳井地域広域水道企業団への加入の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 議案第18号 山口県市町村公平委員会への加入の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第18 議案第19号 山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第19 議案第20号 光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第20 議案第21号 光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第21 議案第22号 光市・大和町の廃置分合に伴う山口県東部地方税整理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第22 議案第23号 光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第23 議案第24号 大和町、楠町及び山陽地区消防組合の脱退に伴う山口県市町村職員退職手当組合の財産処分の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第24 議案第25号 光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第25 議案第26号 大和町、楠町及び山陽地区消防組合の脱退に伴う山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第26 議案第27号 相互救済事業経営を財団法人全国自治協会に委託の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第27 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第28 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙について  
 日程第29 柳井地区広域事務組合議会議員の選挙について  
 日程第30 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙について  
 日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（26名）

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
11番 武政 輝夫君	12番 平村 真成君
13番 魚谷 洋一君	14番 松井 岑雄君
15番 黒田 壇豊君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君	議事課長 木元 真琴君
書記 河井 敏博君	書記 松岡 正子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	中本 富夫君	教育長（暫定） .....	西村 高明君
総務部長 .....	椎木 巧君	総務課長 .....	吉田 芳春君

総合政策課長	.....	村田 雅典君	財政課長	.....	奈良元正昭君
企画課長	.....	中野 守雄君	税務課長	.....	橋本 澄夫君
健康福祉部長	.....	馬野 正文君	産業建設部長	.....	岡村 春雄君
商工観光課長	.....	中原 忍君	環境生活部長	.....	田村 博君
生活衛生課長	.....	東原 正一君	水道課長	.....	上元 勝見君
下水道課長	.....	嶋元 則昭君	久賀総合支所長	.....	野口 菊義君
大島総合支所長	.....	山本 治君	東和総合支所長	.....	吉村 正晴君
橘総合支所長	.....	坂本 薫君	教育次長	.....	布村 和男君
公営企業局総務部長	...	横山 充生君			

〔全員協議会〕

午前9時38分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．議案第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第1、議案第2号平成16年度周防大島町一般会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第2号平成16年度周防大島町一般会計暫定予算の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を行いたいと思います。

今回の暫定予算は、昨日町長の提案理由にもありましたように周防大島町が発足いたしましたことに伴いまして、地方自治法施行令第2条の規定に基づきまして、10月10日から12月28日までを暫定期間と定めまして、この期間において歳入歳出される事項のみを計上することを原則とし、暫定予算を調整いたしております。

また、暫定予算の性質上、歳出におきましては義務的、経常的経費に限るものとしておりますが、年度途中の暫定予算でもありまして、災害復旧等の特に緊急を要する必要性を認められるというものにつきましては、例外的に計上いたしております。

したがいまして、旧4町において9月末までに御議決をいただき、あるいは専決処分された予算の範囲内で暫定期間内に執行が見込まれるものを集約し、これに周防大島町として新規に実施する必要のある町長選挙、あるいは町議会議員選挙等の経費を加え、合併に伴い大島郡環境衛生施設組合、大島郡広域連合が廃止され、周防大島町の組織となりましたので、それらの経費を合

わせて計上したところであります。

このような方針に基づき暫定予算の調整を行った結果、一般会計におきましては歳入総額 4 2 億 4, 2 5 9 万 5, 0 0 0 円、歳出総額 3 6 億 1, 9 1 3 万 5, 0 0 0 円となり、1 0 月 1 日に地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき町長職務執行者において専決処分を行ったものであります。

なお、一般会計に限らずすべての会計を通じ歳入歳出が一致いたしておりませんが、このことは先ほど申し上げましたように暫定予算期間中に見込まれるもののみを計上しておりますので、このような状況となっておりますことを御理解賜りたいと存じます。したがって、これに伴い暫定予算期間中に支払い資金に不足が生じた場合は、各基金の繰替運用あるいは一時借入金で対応することといたしております。それと、今の一時借入金で対応するというにいたしておりますので、予算書の方の第 3 条に記載しておりますが、自治法 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定によります一時借入金の最高限度額を 2 0 億円と設定いたしておるものでございます。

それでは、主な項目につきまして御説明を行います。

まず、歳入でございますが、町税は暫定予算期間中に収入が見込まれます町税は 1 億 8, 5 1 0 万 8, 0 0 0 円、地方譲与税 6, 2 9 5 万 9, 0 0 0 円、利子割交付金 3 8 0 万円、地方消費税交付金が 1, 8 5 0 万円、自動車取得税交付金が 2, 6 3 0 万円と見込み、災害対策に要する経費として 1 0 月に繰り上げ交付されたものと 1 1 月に交付予定のものを合わせ地方交付税を 2 1 億 3, 3 5 4 万 1, 0 0 0 円と計上いたしました。

分担金及び負担金として、保育料等 3, 3 0 2 万 9, 0 0 0 円、使用料手数料を 7, 2 8 8 万 9, 0 0 0 円を見込んでおります。

国庫支出金では国保基盤安定負担金、老人保護措置費負担金、私立保育所運営費負担金等が主なものでございまして 1 億 2, 8 9 1 万 3, 0 0 0 円を予定いたしております。

県支出金は国保基盤安定負担金、老人保護措置費負担金、私立保育所運営費負担金、福祉医療費補助金、漁業経営構造改善事業補助金、県知事選挙等の委託金、統計調査費委託金、片添ヶ浜公園管理委託金等を見込み 1 億 4, 9 4 8 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。財産収入には教職員住宅家賃収入及び各基金の利息を計上いたしております。

繰入金では 4 町から引き継いだ土地開発基金 1 億円、奨学資金貸付基金 4, 0 0 0 万円を条例において積立金をそれぞれ定めておりますので、各基金の剰余金を基金繰入金といたしまして受け入れをいたしております。

また、諸収入におきましては福祉医療費高額療養費払い戻し金、ごみ収集袋の売上金等を計上するとともに、旧 4 町及び周防大島広域連合、環境衛生施設組合の決算剰余金をそれぞれ旧 4 町分を 6 億 4, 9 0 9 万 3, 0 0 0 円、広域連合分を 3 億 8, 7 3 5 万円、環境衛生施設組合分を

3,229万3,000円と計上いたしております。

また、公共施設の災害共済金2,382万9,000円、災害復旧事業に充てるための市町村災害基金組合積立金の取り崩しを行うつもりですが、その取り崩し額1億3,460万円等を合わせまして13億3,500万7,000円を計上するとともに、町債を8,210万円と見込み、歳入総額を42億4,259万5,000円といたしております。

次に、歳出におきましては、1款議会費では議員報酬、議事録作成委託料等議会運営に係る経費3,423万1,000円を計上いたしております。

2款総務費で主なものにつきましては、各総合支所経費として各庁舎の維持管理費を計上するとともに、合併に伴います電算統合経費等を含めた合併対策費5,042万8,000円、町長選挙費、町議会議員選挙費等を加えまして6億3,831万5,000円を計上いたしたものでございます。

3款の民生費では、福祉医療事業におきまして児童に係る医療費助成を小学校3年生までに拡大し、障害者への支援費制度、老人保護措置、介護予防、地域支え合い事業等あるいは児童公園整備、児童手当、町立保育所運営費、市立保育所運営委託費等々旧町で実施してまいりました各種福祉サービスを引き続き実施するための経費を計上するとともに、周防大島広域連合からの剰余金を介護保険特別会計へ繰り出す予算を含め7億7,884万円となっております。

4款の衛生費には、保健衛生費において母子保健、各種検診事業、予防接種等に係る経費及び合併浄化槽設置補助金2,046万6,000円、各火葬場管理費等を計上いたしております。また、清掃費において各町で実施してまいりましたじん芥処理業務に加え、大島郡環境衛生施設組合で行ってまいりました清掃センター、衛生センターの維持管理経費を合わせて計上し2億2,286万3,000円といたしております。

5款の農林水産業費では、農業委員会に係る経費1,381万円、農林水産業の振興費、農道等の農業基盤整備、棕野地区を初めとする町内各漁港改修等旧町でそれぞれ実施いたしております事業に係る経費として7億9,382万3,000円を計上いたしております。

6款の商工費には、商工振興事業1,786万1,000円、廃止バス路線代替運行事業284万3,000円、緊急雇用対策事業並びに竜崎温泉、グリーンスティながうら、片添ヶ浜海浜公園等各種施設の維持管理経費で1億3,412万1,000円の計上でございます。

7款土木費におきましては、道路橋梁維持費2,830万3,000円、道路新設改良費1億2,113万5,000円、河川管理費1,112万3,000円、公営住宅管理費5,337万2,000円等合わせまして2億4,193万4,000円を計上いたしております。

8款の消防費では、柳井地区広域消防組合への負担金1億3,198万8,000円、消防団に係る執務報酬、防火水槽設置に係る工事請負費等を計上いたしております、これらを含めまし

て1億9,474万4,000円を計上いたしております。

9款教育費におきましては、事務局費には大島郡教育事務協議会を新町の組織に組み入れましたので、これに係る経費も合わせて計上するとともに、各小、中学校の管理経費、総合学習に係る経費を計上いたしております。また、社会教育費及び保健体育費におきましては各地区公民館あるいは図書館、資料館、スポーツ施設等の運営管理経費並びに生涯学習・文化・スポーツ活動を支援する経費を計上し、総額2億8,800万7,000円となっております。

10款の災害復旧費におきましては、主に台風18号により被災をいたしました厚生労働施設、農林水産業施設、公共土木施設、文教施設等々各種施設の災害復旧に係る経費2億3,368万7,000円を計上いたしております。

11款の公債費は、暫定予算期間中に償還が必要な町債の元金及び利子並びに一時借入金の利息を合わせまして2,282万4,000円を計上いたしております。

最後に、予備費でございますが3,574万6,000円の計上であります。予備費につきましては合併後、台風23号が来襲いたしましたして、本町におきましても台風18号災害に加え、さらなる災害をこうむったところでございます。したがって、2,000万円を充当し、災害復旧に充てておりますことを御了承いただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、平成16年度周防大島町一般会計暫定予算の概要につきまして御説明を申し上げます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第2号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1点は、先ほど椎木総務部長が言われた中で、いわゆる義務的経費を中心にこの間支払うものということで補足説明がされました。その中で、例えば、ただ単純に持ち寄ったもの、いわゆる旧町のときにそのまま持ち寄ったもの、必要不可欠と言いながら、例えば、町長交際費等については310万円余り入れております。これはどういう根拠をもとに310万円という交際費がそのまま上がっているのかどうなのか、その辺がまず1点です。

それともう一点は、先ほど説明の中で旧町、いわゆる旧町から雑入で実際に入った金を読み上げられました数字6億4,909万3,000円ということですが、旧町のそれぞれの入り状況、いわゆる久賀町から幾ら、東和町から幾らという形で報告を求めたいというふうに思います。

それとあわせてもう一点は、今回特交が入っております。2億5,000万円ぐらい特交がね。その性質はいわゆる基本的には12月、3月期が大体特交の時期ということなんですが、今回合併に伴う特交分があるのかないのか含めて、特交の性質について聞いておきたいというふうに思います。

次に、歳出等について質問をしたいというふうに思いますが、歳出につきましては、1つは、きのう条例で議論の中でありましたけど、今回老人憩いの家、これが新たに私どもではわからなかったわけですが、実際的に橘町において町立老人憩いの家という格好で条例が採択されました。その中で、いわゆる土地代金として計上されております。土地代金、いわゆる実際的には30万円そこそこありますが、計上されておると思います。その点で大体幾らで、例えば、旧大島町なら坪当たり1升5合とかいうのがありましたけど、橘町の場合はどういう状況なのか、いわゆる土地代について報告を求めたいというふうに思います。1個ずついきましょう。

以上。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、何点か御質問いただきましたけども、まず1点目の交際費の件でございますけれども、これにつきましては旧4町の執行残を一応そのまま計上させていただいております。特に、それだけこの暫定期間中に必ず支出があるというわけではございませんが、一応交際費につきましては合併後どのようなことがあるかもわかりませんので、一応執行残をそのまま計上させていただいたという考え方でとらえていただければと思います。

それから、各旧4町の決算の見込み、剰余金の御質問だろうと思いますけれども、旧久賀町分でございますけれども、剰余金は5,575万5,000円、それから、旧大島町分1億7,206万9,000円、旧東和町分1億6,778万円、旧橘町分2億5,126万9,000円と見込んで計上をしております。

それから、特交の性質ということでございますけれども、これは先ほど議員さんおっしゃったとおり12月と3月に交付予定になっております。で、まだ決定来ておりませんので、これはあくまで見込みとして計上させていただいたものでございます。ですから、これは合併に伴う部分かどうかという意味ではなく、12月交付予定ということで計上をさせていただいておることでございます。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 老人憩いの家の土地代の算定基準のことでございますが、老人憩いの家で土地の借地の上に憩いの家が建っておることでございますが、町が土地代を負担しておるわけでございますが、これが元小学校の分校であったものを廃校になって、それを改造して憩いの家にしたという経緯からいたしまして、相当古い時代に既に借地契約を結んでおりました。それから、例えば、物価上昇率等で改定を行ってきておりますので、今その根拠をと言われても、なかなか明確にお示しできないと思っております。要するに、前年度の借地料に対しまして、そういうふうな公的機関から出ております上昇率等を勘案しまして、毎年度地主さんとお話し合いをし、決定しておるものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう一つ、今度は歳出で二、三聞いておきたいんですが、1つは、通勤費等についてであります。今回通勤費を計上しております。実際、特に組んでおるのが最初総務で組んでおります。この総務と言われるところは、結局は総合支所全域が入っちゃうんじゃないかろうかというふうに思います。これまで総合支所の機能については、かなり重要な役割だというふうに聞いておりました。

しかし、今度は予算の立て方を見ますと、実際的には1つの目で組んでおるという状況になっております。例えば、総合支所について、例えば、私たちは少なくとも非常に重要な位置づけなら、1つの目を起こして実際的に職員数、そして、1つの目立てでしていかなと、実際的に総合支所の重要性が本当にあるのかないのか、非常にわかりにくいという状況なんですよ。

だから、少なくとも今回専決でやられておりますが、実際的には、私たちは少なくとも出張所にしろ総合支所にしろ大事な、例えば、職員が10数人おられて、そして、実際的には多くの業務をするわけです。そういう場合は少なくとも1つの目で、いわゆる1つずつ作っていかんと、非常に中身が私はいまいになってくると。

それともう一つは、権限上の問題もいわゆる非常にあいまいじゃないかという面が出てくるんじゃないかろうかと。いわゆる作り方によってその辺はどのように認識されて専決されたのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） ただいまの総合支所の経費につきまして、目立てをして人件費等もそこに計上すべきじゃないかということ、それから、権限上の関係で、きちっとした整理をして予算計上をすべきじゃないかという御質問だろうと思いますけれども、確かにそういった議論あるかと思えます。

そういった中で、今回の暫定予算、今後16年度の新町の本予算の御議論をいずれいただくようになりますけれども、今年度につきましては旧町の予算をそのまま集計して予算組みをしております。そういった中で、いろんな当然それぞれ総合支所で行ってる仕事も、例えば、本課といいますが、そちらの方の予算に含んだものを執行しておるといようないろんな状況、現在も出てきております。ですから、そこらあたりは17年度においてきちっと整理をしていきたいというふうに私どもは考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 10月1日で専決されて、それで、実際、これは専決の内容です。今これが示されておるのはね。

ただ、専決はいわゆる引き継ぎ町長さんがやられたことかもわかりませんが、やっぱりその位

置づけをきちっとしとかんと、位置づけをきちっと、総合支所のいわゆる機能、いわゆる位置づけをきちっとしたら、こんな専決にはなりませんはずです、私は実際的に。やはり言われるような、本当に今まで言われた総合支所の充実、住民に迷惑はかけないというなら、基本的には予算立てもきちっとやっぱり来年からと言わんこう、あるいは12月からなら12月から早い時期に私はやるべきだというふうに考えております。それが本来の姿じゃないかというふうに考えております。これ汚点です。

それと、今回それぞれ旧町のいわゆる福祉の関係が出されております。それぞれ今年度においては、それぞれの旧町が実施する分とほとんど旧町単位でやられる分がある。例えば、大島でいえば「こんにちは赤ちゃん支援事業」なんかがこの中で計上されております。そういった点で、実際的に今年度で廃止になるかもわからん施策について、専決の中で、どの程度の人数を見込んでいるかというところも聞いちょきたいというふうに思います。実際的に、いわゆる3カ月間でですね。ほいじゃけえ当初予算の残をそのまま出したというだけで、実際的には人数をつかんでないというのなら、それはそれ以外答弁がしようもないかもわかりませんが、実際的には先ほど総務部長が言われたようにこの3カ月間で、いわゆるずっと先ほど説明されたのはこの3カ月で義務的経費を中心に不可欠なもの、そして、この間3カ月間で支払いが起るものという言われ方をしましたので、こだわるわけじゃありませんが、やっぱりそれぞれ今年度この3カ月で出るのが出ないのか、また、3カ月間で本当に払うのか払わないのかが非常にあいまいな専決の内容になっておりますので、その辺含めて実際的にどうなのかという点で、福祉の施策の中で具体的に今言いました福祉タクシーの状況とか、旧大島町で行う「こんにちは赤ちゃん支援事業」の状況とか、どういうふうないわゆる中身になっておるのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今、例でいただきました「こんにちは赤ちゃん支援事業」等ですけれども、私まだ人数何人というのは、私は把握はしておりませんけれども、当然この暫定の期間中に出生が見込まれる人数で予算の計上といえますか、要求がいただいております、それを計上しておるといふ考え方でよろしいかと思っております。

議長（新山 玄雄君） 福祉タクシーは、いいですか。奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 福祉タクシー等につきましても、従来の実績を踏まえて3カ月分の要求を計上しておるといふことでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。伊東議員。

議員（2番 伊東 梅芳君） 歳出の6ページなんですけど、旧4町で台風18号で補正組みました。その際、私、質問させていただいたんですけど、数字が、その数値がこれで足りるのかと。すると執行部の方は多少多目に見積もってますということで、この災害復旧費の2億3,300万

円、また、予備費から2,000万円という、補充という、この根拠をわかりましたら。説明願います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） これも先ほどから御答弁しておりますように、まず、9月末までに各町で災害復旧費として予算計上されたもの、これで12月までに支払いが見込まれるものを今回は計上しておると。なおかつ、またですから、契約等の関係で、工期等の関係で今年中、12月28日までに執行、支払いが見込まれないものについてはまだ計上してない部分もございます。

また、災害復旧につきましては今、査定等も行っておりますので、そういった中で今後追加で当然予算計上は行われる見通しでございます。ですから、今ある暫定の予算に計上しておるものですべて災害復旧が終わるということではないということは御理解いただきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 伊東議員。

議員（2番 伊東 梅芳君） この数字には当然21号、23号も含まれとと思いますが。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 災害復旧費として計上されているものは18号までと理解しております。で、23号等の災害につきましては合併後でございますから、先ほど御説明しましたように応急復旧的なものは予備費を充当して対応させていただいておるということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 新システムの導入による経費、どういうシステムが組まれたのかという部分と、10月1日の合併に伴うシステムだと思っておりますが、それがなぜ10月以降に予算が上げられているか、この2点についてお答え願います。

議長（新山 玄雄君） 村田総合政策課長。

総合政策課長（村田 雅典君） 小田議員の御質問、合併対策費の関係だろうと思えます。御承知のとおりだろうと思えますが、4町が合併をする際に旧システムを一つに統合しますよというのがまず基本でございました。10月1日には旧システムの統合が済みまして稼働をしております。10月1日以降の経費につきましては1,500万円程度のもの、このことについての内容でございますが、例を申し上げますと、例えば、山口銀行を指定金融機関にしたと。そのあたりでデータのフォーマット変換システム、これが約220万円、それから、公金等の収納金システムの開発、これが180万円、住民情報のシステム保守の関係のサポートが約800万円というような形で、保守業務が主でございます。

したがって、10月1日に持ってくるものについては保守の経費は入っておりません。したがって、10月1日以降発生いたします保守業務の経費を計上しておるところであります。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） その下に新システムの保守が別にあります。これはなぜ分けられているんですか。

議長（新山 玄雄君） 村田総合政策課長。

総合政策課長（村田 雅典君） 失礼しました。先ほど申し上げましたのは導入の関係でございます。

それから、支援の関係につきましてはお答えした中にも住民基本の情報システムパッケージのシステム保守とかというようなことで、まとめて御説明しましたので、多少誤解があったかと思えますけども、システムの導入の関係と保守の関係ということで2つに分けております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。平野議員。

議員（4番 平野 和生君） 事項別明細書の227ページなんですけど、今回の台風被害で40数箇所の被害が出たと伺いしております。現年度漁港単独災害復旧箇所を2カ所ほどして。その場所を教えていただけませんか、お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

227ページの漁港災害復旧事業の2カ所と申しますのは、説明のところで現年度漁港施設単独災害復旧、それと、現年度漁港施設補助災害復旧事業、この2件ということによろしいでしょうか。はい。現年度漁港施設単独災害復旧事業でございますが、これは台風18号の影響でございます。

で、この内訳でございますが、委託料の197万円、この概要でございますが、これ件数が1件でございます。工事請負費、これの345万3,000円の概要でございます。件数につきましては漁港が11件、海岸が10件となっております。

それと、現年度漁港施設補助災害復旧事業でございますが、これは委託料の1,453万5,000円の概要でございますが、件数にいたしまして10件、委託は2業者に委託しております。参考までにこの漁港施設の補助災害復旧事業でございますが、漁港が17件、海岸が21件でございます。これはあくまでも台風18号の被災でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 44ページですが、住基ネットのシステムのリースなんですけど、これ各旧4町あったと思うんですが、一つになった場合どうなるんですか、御説明をお願いしたい。経費的なものです。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 住基ネットシステムのリース料の関係ですけども、それぞれ旧、それぞれの総合支所にまだ端末といいますか、機械を設置しておりますので、引き続き旧4町分がそのまま継続して必要になってくるというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） ということは利用する側の要するに条件で、今のままのシステムを今のままの配置でやれば、今までどおりのお金が要することを考え、そういうあれですか、ことですか。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 引き続き必要になってくるというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） それでは、質問させていただきますが、まず最初に、先ほど総務部長の方から説明がありました第3条関係ですけども、一時借入金を20億円という話がございましたが、これの中身については先ほど説明を受けましたけども、そういう歳出がわかるのであれば、歳出の方に計上をしとくべきではないかというふうに思うわけですが、その辺の御意見を伺いたいと思います。

それと、あと具体的にちょっとページ数でお伺いしますので、担当の課長さんはよくお聞き願えたらと思います。

まず、事項別明細書の方の47ページ、ポスターの掲示についてというところがありますが、47ページは町長選のポスターですが、そのあとに町議選のポスターもありますが、旧久賀町ではポスターの掲示については今までずっと特定といいますか、1業者がずっと掲示の作業をしてきた経過がございます。これについては役場側からすれば、なれた人がいいだろうということでそうあったみたいですけども、やっぱりこの不況の中、いろんな業者が仕事をさしてくれという声も聞きます。今後はどのような形でこれを委託していくのか、それをお伺いします。

それから次に、ページ数で71ページ、3款民生費、児童福祉費のこの児童公園整備事業2,205万円というのがありますが、これは久賀地区分があるのであれば、それはどこかをお教え願えたらと思います。

それから次に、ページ数で言う105ページからですが、105ページからずっと農業費のここに就農円滑化対策事業補助金、それから、農産物等加工施設管理運営経費、それから、ふれあいセンター管理運営経費、それから、産地形成促進施設管理運営経費、それから、省エネハウス管理運営事業、次に、総合交流ターミナル管理経費という今までになかった、初めて聞く経費なり事業がありますが、この説明を求めます。

それから、109ページにあります工事請負費、これについての中身を教えてください。

次に、ページ数で言いますが、149ページにあります道路新設改良事業の久賀地区分があれば教えてください。

次に、ページ数で158ページ、消防施設費、これの工事請負費、久賀地区分があれば教えてください。

それから、225ページ、災害復旧費、先ほども御質問ございましたけども、私はこれ各項においてお聞きしたいと思うんですが、1項の厚生労働施設災害復旧費からずっと、2、3、4、5項まで、その他の項まであります。これを大変申しわけないんですが、全部久賀地区分があれば、どこかということで教えていただけたらと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、1点目の一時借入金を歳出に組むべきじゃないかというような御質問ですけれども、この一時借入金というのは支払い資金が不足した場合に一時借入金を起こしますよと、その限度額を20億円にしますという御提案でございます。で、これを予算計上するに当たりましては一時借入金の返済金については、予算計上はする必要はないと。要するに、利息分だけを予算計上するということになっておりますので、この度の利息分についての予算計上のみを行っておるということでございます。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） それでは、さきに実施されました町長選挙及び町議会一般選挙に係るポスター掲示場の業者の件でございますけれども、このたびは合併後50日以内ということで、非常に短期間で今回新しい初めてのことを経験するわけありますので、ミスは許されないというような観点から考えまして、今までそれぞれの旧町でやっていただいていた業者をということでやらしていただきました。今後につきましては一応随契とか、いろんな形で、公平な形で業者を選定していきたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 71ページの児童公園等整備事業の工事請負費であります、これは橘町の児童遊具の設置工事であります。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

104ページの経営改善支援事業についての内訳でございますが、概要でございますが、これは認定農業者等の農業経営の基盤強化及び啓蒙普及といたしまして、事業といたしましては将来を見通した農業生産対策、担い手対策のビジョン策定、現実のために必要な活動に関する計画を定める事業でございます。

それと、105ページの就農円滑化対策事業補助金でございますが、これは事業主体がJAでございまして、橘、油良の新規就農者が対象になっております。それと、同じく105ページの特産対策事業でございますが、これは主にかんきつの推進事業でございます。改植とか、園内道、スプリンクラー、防風ネット等が対象になります。それと、中山間地域等直接支払い事業でございますが、これは中山間地域等の農用地について生産条件を是正し、多面的機能の維持増進を図るため、5年間継続して農用地の維持管理を行う農業者等に交付金を交付する制度でございます。

106ページでございますが、農産物等加工施設管理運営経費でございます。これは旧橘町の生改連により缶詰とか、ミカンゼリー等の加工販売を行っております。みのり工房というものでございます。その下のふれあいセンターの管理運営経費でございますが、これは橘の日良居のJA近くの施設でございます。同じく106ページの産地形成促進施設管理運営経費でございますが、これは旧東和町の下田の服部屋敷の横にございます。

107ページでございますが、省エネハウス管理運営事業でございますが、これは旧東和の下田にございます。総合交流ターミナル管理経費でございますが、これも旧東和の道の駅でございます。

それと、109ページになりますが、工事請負費で旧久賀町分があればということでしたので、お答えをいたします。説明の15の工事請負費でございますが、1,726万円の中に久賀町分といたしましては50万円入っております。これは農道の維持費でございます。

それと、150ページになります。150ページの工事請負費3,970万円のうちの旧久賀町分でございますが、地方特定道路整備事業といたしましては延長120メートルの事業費2,200万円が入っております。これは棕野地区でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 消防。吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 申しおくれましたが、消防施設につきましては工事請負費、旧東和町分が3,878万8,000円、旧大島町分が871万5,000円、旧橘町分が2,500万円ということで計上させていただいております。これらの施設につきましては一応補助事業等の絡みです。防火水槽とか、もろもろのものがのっております。そういうことで御認識をお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 225ページの久賀地区分というの、災害復旧の、225ページ。奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 災害復旧関係で旧久賀町分ということでございますけれども、これは箇所については私の方、詳細把握しておりませんが、金額的には把握しておりますので、御紹介させていただきます。

まず、民生施設の関係ですけれども、旧久賀町分の工事請負費が30万円となっております。あと農林水産施設の関係ですけれども、これにつきましては農林業施設の単独災害復旧事業の中に旧久賀町分として12万6,000円。それから、漁港災害で、単独災害復旧事業で旧久賀町分として工事請負費が70万円入っております。それから、道路橋梁の単独災害復旧事業で旧久賀町分が300万円。それから、住宅災害で旧久賀町分が153万6,000円。それから、学校施設の補助災害復旧事業で久賀町分330万円。それから、社会教育施設として40万円。それから、保健体育施設として修繕費として82万2,000円。それから、工事請負費で60万9,000円。それから、庁舎等の災害復旧として430万円。それから、商工観光施設664万5,000円。それから、その他の公共施設として旧久賀町分が179万5,000円、これが暫定予算に計上されておる金額でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 省エネハウスは、先ほど旧東和の下田とだけしかお答えいただけなかったのですが、もう少し詳しくお願いをいたします。

それから、最後の災害復旧ですが、今ずっと御説明を受けたのは、ずっと公共土木全部、あれで久賀地区分が、そうですね。先ほど消防施設費のとき総務課長、他の3町は旧久賀町分が抜けとったと思うのですが、僕が聞いたのは旧久賀町分を聞いたので、旧久賀町分があればもう一回お願いします。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 久賀町分は、今回は計上されておりませんでした。旧東和、旧橘、旧大島、この旧3町分のみでございます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 省エネハウスでございますが、これは、以前は蘭が中心でございましたが、今、花の栽培、これを中心に行っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） それで、先ほどの150ページの工事請負費、棕野地区分を御説明をされましたが、これは現在、工事にかかっているとこじゃないかというふうに思うわけですが、ここの工事については地元でもいろいろ議論があって、もう既に棕野には3本道路があるよと。真ん中に必要であるのかという議論もあったと思うんですが、今後あれを続けていくおつもりでしようけれども、いわゆる買収についてはきちんと済んでおるのかどうか。というのがこの前も部長さんにお聞きしましたけれども、旧久賀の久保線についてはいろいろ最後ごたごたをしております。ですから、こういうことがないようにやっぱりきちんと土地の買収については済ましておかないと、工事が途中でとまるということになりかねんと思いますので、その辺きちんと土地の買

収については済んでおられるのか、それだけひとつお願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 今お尋ねの件でございますが、特に、棕野の地方特定道路整備事業、これにつきましては平成12年度から16年度までが特定道路事業ということで補助を受けております。17年度から、予定といたしましては18年度までですが、山下浜木屋線ということで起債の対象での単独事業になろうかと思っております。

で、今、特定事業のところまでは解決しているというふうに聞いておりますけれども、それから先の用地交渉については、詳細についてはまだ確認しておりませんが、まだ交渉途中ではないかというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君）

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） はい。（「休憩してください」と呼ぶ者あり）はい。

暫時休憩します。

午前10時33分休憩

.....  
午前10時34分再開

議長（新山 玄雄君） いいですか。それでは、再開をいたします。

先ほどの中本議員の質疑は議事録から削除いたしますので、よろしく申し上げます。

はい。（発言する者あり）いや、ちょっと尾元議員が先だったです。（発言する者あり）尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 尾元です。済みません。先ほどの消防施設費関係に関連いたします。説明の17に公有財産の購入費で土地購入費が上がっております。具体的にどちらの方を購入される予定なのか、一応説明を求めます。158ページ。

議長（新山 玄雄君） 158ページ。奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 油良の防火水槽の用地でございます。油良地区の防火水槽の用地で。

議長（新山 玄雄君） いいですか。（発言する者あり）ほかに質疑は。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） お尋ねします。

3款の民生費で児童公園整備事業があります。その場所と、71ページです。

議長（新山 玄雄君） 71、はい。ページ数をできれば。

議員（17番 魚原 満晴君） 71ページ。

議長（新山 玄雄君） はい。

議員（17番 魚原 満晴君） それと、139ページの商工費の竜崎温泉の需用費の中の修繕費、その修繕はどこを修繕するのか、ちょっとお尋ねしたいんですが、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 児童公園整備事業につきましては、旧橘町の現在、橘庁舎の横にあります児童遊園、現在も整備中ではありますが、そこへ遊具を設置するということであります。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

139ページの竜崎温泉管理運営経費でございますが、この修繕費でございます。268万6,000円でございますが、これは機器のトラブルがあった場合にすぐ対応できるということで予算計上をしております。

議長（新山 玄雄君） ええですか。

議員（17番 魚原 満晴君） いいです。

議長（新山 玄雄君） はい。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。議案第2号、討論はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 反対の立場から討論いたします。

まず第1点は、今回先ほど議論があった総合支所をどう位置づけるかと、予算の組み方の問題です。といいますのは、それぞれ総合支所部門は非常に大事なところなんです。ならば少なくとも1つの目を起こして、きちっと予算計上すべきだと。来年から云々という話ではありません。既に出発しております、新しい町は。そういう中で、総合支所部門の位置づけをどうするのか。

もう一点は、今回ここへ立ったのは本当に今回の合併はこの予算で見れるように、非常にあいまいな部分があるというふうに考えております。といいますのは実際的に今回の予算計上の中で、

例えば、いろんな職員にかかわる部分が予算計上されております。そういう中で議論はありませんでしたが、例えば、効率的な予算ということになれば、例えば、町職員間の異動、これは通勤等を考えれば、かなり非効率ないわゆる職員の異動になっというふうには考えております。今回非常に町職員の皆さん方は、私言うんですが、町民の皆さん方も町職員の皆さん方も被害者だと。本当に今回の合併ほど二分されるものはないと。これが今回のいわゆる暫定予算の私は中身だというふうには考えております。そういう意味ではやっぱり本来の町の皆さんや町民の皆さんが早く合意いただけるような中身の予算計上をできるだけ早くやっていく。そしてまた、予算計上にふさわしい中身、職員間の協力、そのほかやっぱりきちっとやっていくべきだというふうには考えてます。

最後に1点触れます。今回分庁方式になりまして、私たち議員からすれば非常に調査が困難という内容です。といいますのは、総合支所方式ならまだ議員としての活動の範囲においてもかなりできます。しかし、分庁がゆえにかなり、例えば、時間がとられる。今回みたいに休日を含んだらほとんど議案の調査ができないというぐらい厳しい状況でした。この辺もきちっととらえちよっていただきたいというふうには思います。

最後になりますが、今回これで討論に立つのは最後になるかもわかりませんので、(笑声)一言言うておきます。(笑声)実際的に、私はいつも言うんですが、いつも本当にこう議案が言うちよる政治姿勢の中身だという点を最後に述べておきたいというふうには思います。

以上です。(発言する者あり)(笑声)

議長(新山 玄雄君) 反対討論になってないね。(発言する者あり)反対討論ですよ。はい。

(発言する者あり)今の反対討論ですよ。(発言する者あり)はい。(笑声)

議員(16番 広田 清晴君) 反対の立場から。確認してください。議長。

議長(新山 玄雄君) はい。

議員(16番 広田 清晴君) ちょっと議長。

議長(新山 玄雄君) はい。

議員(16番 広田 清晴君) 一番最初に反対の立場から討論しますと。

議長(新山 玄雄君) はい、そうですね。はい。

議員(16番 広田 清晴君) そして、言うたつもりです。

議長(新山 玄雄君) ちょっと最後が。

議員(16番 広田 清晴君) テープ起こしてみてください。

議長(新山 玄雄君) はい、わかりました。反対討論でございました。

次に、賛成討論の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論がないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第 1、議案第 2 号平成 16 年度周防大島町一般会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。11時まで休憩いたします。

午前10時43分休憩

.....  
午前11時00分再開

議長（新山 玄雄君） いいですか。それでは、再開いたします。

馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 先ほど申し上げました児童公園整備事業の中で、「橘庁舎の横の児童公園」と申し上げましたが、「現在整備中の農村公園」ということに訂正しておわびいたします。

議長（新山 玄雄君） それでは、進行いたします。名称の間違いだったんです。さっき説明の間違い。（発言する者あり）はい、訂正です。はい。

日程第 2 . 議案第 3 号

日程第 3 . 議案第 4 号

日程第 4 . 議案第 5 号

日程第 5 . 議案第 6 号

日程第 6 . 議案第 7 号

日程第 7 . 議案第 8 号

日程第 8 . 議案第 9 号

日程第 9 . 議案第 10 号

日程第 10 . 議案第 11 号

日程第 11 . 議案第 12 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2、議案第 3 号平成 16 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてから、日程第 11、議案第 12 号平成 16 年度周防大島町交通災害共済事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてまでの 10 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 私からは議案第3号から第6号までの平成16年度周防大島町各特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、補足説明を行います。

周防大島町各特別会計暫定予算につきましても、一般会計と同様の方針をもって、地方自治法施行令第2条の規定に基づき予算調整を行い、10月1日をもちまして職務執行者において専決処分を行ったものであります。

まず、議案第3号国民健康保険事業特別会計暫定予算につきましては、歳入総額7億1,764万2,000円、歳出総額11億948万7,000円となっております。

歳入では、国民健康保険税2億3,640万7,000円、国庫支出金3億211万1,000円、療養給付費等交付金1億6,020万5,000円、県支出金364万2,000円、共同事業交付金として1,412万9,000円等を見込んでおります。

歳出は、保険給付費5億9,214万9,000円、老人保健拠出金1億2,710万1,000円、介護納付金2,996万7,000円、共同事業拠出金1,467万7,000円、保健事業費957万5,000円、諸支出金として旧町一時借入金返済金2億7,500万円を計上しております。また、予備費を3,599万円計上しております。

次に、議案第4号老人保健事業特別会計暫定予算は、歳入総額12億5,991万2,000円、歳出総額15億2,016万4,000円であります。

歳入は、支払い基金交付金を8億167万8,000円、国庫支出金を3億2,096万5,000円、県支出金を7,841万7,000円と見込み、旧町決算剰余金を含め、諸収入5,885万2,000円を計上しております。

歳出は、療養諸費を14億4,967万円計上し、公債費と諸支出金は旧町一時借入金の返済金7,000万円及びその利息を計上いたしました。

次に、議案第5号の介護保険事業特別会計暫定予算におきましては、歳入総額は7億5,500万5,000円、歳出総額は8億8,058万6,000円であります。

歳入は、介護保険料5,671万7,000円、国庫支出金1億4,339万7,000円、支払い基金交付金2億2,943万4,000円、県支出金8,962万2,000円を計上し、周防大島広域連合の解散に伴う決算剰余金を一般会計で受け入れましたので、これに伴う一般会計からの繰入金2億3,582万9,000円を計上いたしております。

歳出は、人件費及び介護認定審査会経費などの総務費で3,059万7,000円、保険給付費7億6,119万6,000円、財政安定化基金拠出金246万4,000円、介護給付費準備基金への積立金8,582万9,000円となっております。

次に、議案第6号訪問看護事業特別会計暫定予算につきましては、歳入では、療養費交付金

392万3,000円、利用料53万1,000円などを見込み445万5,000円の計上であります。

歳出は、人件費などが主なものであり546万2,000円の計上であります。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） それでは引き続きまして、議案第7号から議案第10号までの補足説明をさせていただきます。

まず、議案第7号簡易水道事業特別会計暫定予算は、歳入総額5,266万2,000円、歳出総額4億3,190万4,000円であります。

歳入の主なものは、給水使用料5,094万1,000円であります。

歳出の主なものは、人件費2,383万8,000円、柳井地域広域水道企業団からの受水費1億2,644万6,000円を含めた維持管理費1億6,121万6,000円、農業集落排水事業に係る水道補償事業1億5,836万4,000円、旧町一時借入金返済金7,800万円です。

次に、議案第8号下水道事業特別会計暫定予算では、歳入総額3,806万6,000円、歳出総額は2億6,435万円となっております。

歳入では、使用料637万6,000円、国庫支出金3,070万円を計上し、歳出におきましては、人件費2,000万5,000円、維持管理費1,635万円、公共下水道事業費1億4,074万8,000円、旧町一時借入金返済金8,000万円を計上しております。

次に、議案第9号は、農業集落排水事業特別会計暫定予算であります。

歳入総額2,646万7,000円、歳出総額3億2,291万5,000円となっております。

歳入では、受益者分担金476万8,000円、農業集落排水使用料198万円、県支出金1,310万円、消費税還付金661万円を計上いたしております。

歳出では、人件費、維持管理費、町内5カ所で開催しております各農業集落排水事業に係る事業費1,702万9,000円、旧町一時借入金返済金2億9,000万円を計上しております。

次に、議案第10号漁業集落排水事業特別会計暫定予算は、歳入は、漁業集落排水使用料110万円、歳出は、維持管理費387万9,000円、災害復旧費127万2,000円等を合わせ555万1,000円の計上であります。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） それでは、私の方から議案第11号渡船事業特別会計暫定予算につきまして、御説明いたします。

歳入総額639万1,000円、歳出総額2,214万1,000円を計上いたしております。

歳入では、町内3航路の渡船使用料及び手数料442万1,000円、旧町決算剰余金等を見込んでおります。

歳出では、各航路における人件費及び運行に要する経費を計上いたしております。

最後に、議案第12号でございますが、交通災害共済事業特別会計暫定予算であります。

歳入では、共済費の収入、共済交付金、旧町決算剰余金等を見込んで645万円を計上し、歳出では、共済見舞金、共済掛金等を見込み54万円を計上いたしております。

以上、各特別会計の暫定予算の概算につきまして補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第3号、質疑はありますか。（発言する者あり）質疑は一つ一つ受けます。議案第3号です。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1件が、今回支出の項で実際に出ているのが、1つは。

議長（新山 玄雄君） ページを教えてください。

議員（16番 広田 清晴君） ページ言いましょう。特別会計の15ページ、（発言する者あり）今、議案になっちゃう、1つずついくけえ、1つずついきょうるけえ、今の国保しかないんじゃけえ。（「ない」と呼ぶ者あり）次はまた打ち切ってから。

議長（新山 玄雄君） ちょっと説明をさせます。

暫時休憩します。

午前11時12分休憩

.....  
午前11時13分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1点は、国保保健福祉総合センター運営費についてであります。

この項は、この目は実際的には旧大島町にかかわる分なのか、旧橋町のケアプラザにかかわるのか、ちょっとわかりにくいので。実際的には、もし、ここを保健福祉総合センター運営費が実際的には大島町のしまとぴあ部分にかかわるのなら、一般財源化がされたのかどうか、確認しておきたいというふうに思います。718万4,000円、これが一般財源、いや、ずっと負担金で始まって、補助金に変わって、ずっと特調で入ってきたよったいね。そういう環境の中で、実際的には、これは一般財源化されたものが交付税で入ってきたのかどうか、それちょっと確

認しておきたいというふうに思います。

それと、もう一点が旧町借入金返済金、これはいわゆる建物を一括返済したのかどうか、聞いておきたいというふうに。これは18ページです。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 2点ほど御質問いただきましたけど、まず、保健福祉総合センターの運営管理費ですけども、これは議員さんおっしゃるとおり、旧大島町のしまとぴあスカイセンターの管理運営経費でございます。で、歳入の718万4,000円、財源ですけども、これは今、暫定予算ですから、一般財源として上げておりますけれども、これは従来どおり特調で入ってくる見込みでございます。

で、もう一点、18ページの旧町一時借入金返還金2億7,500万円でございますけれども、これにつきましては他の特別会計にもすべて共通するんですけども、旧町で、9月末でそれぞれの出納閉鎖いたしました。旧町の会計の。これにつきましては特別会計におきましては、決算を打つ際に歳入歳出が合っておりません。年度途中の決算ということでございます。で、それぞれ各会計でマイナスが生じました。ですから、これをプラス・マイナス・ゼロで収支のバランスを合わせるために、それぞれ各会計で一時借入金を起こして収支ゼロの決算を打たしていただいております。新町におきまして債権債務はすべて継承するというところでございますから、新町におきましてその一時借入金を返済するというので、ここに諸支出金として返還金を計上しておるということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） そうなると、今の答弁を聞くと、それぞれ各町のいわゆる旧町の特別会計の処分分が出てきますよね、処分。いわゆる9月末、10月1日で処分したわけですから、各町の処分費、いわゆる借入金処分、返済金が各町ごとに出ちよると思うんです。それを改めて報告。

それと、もう一点は今回、今まで説明してきたのは、基本的にはいわゆる一般会計と同様の処理の仕方ということで説明されてきたというふうに思うんですが、これも改めてやっぱり同じような処理と、同じような処理と言ったら聞き取りにくいかもわからんが、実際的には同じ処理ということで受け取っておきます。ほいじゃちょっとその中身。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、一般会計と同じ処理かということでございます。要するに、一般会計と同様の方針で予算編成は行っておるということでございます。

で、各旧4町の決算の状況といたしますか、まず、久賀町分ですけども、久賀町が国民健康保険特別会計につきましては4,500万円の一時借入金を起こして収支ゼロ、旧大島町につま

しては9,000万円、旧東和町が4,000万円、旧橘町が1億円、合わせて2億7,500万円の一時借入金を起こしまして、収支ゼロの決算見込みということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） そうすると、実際的にはその他の部分、例えば、旧町でそれぞれ国保会計に、例えば、その他財源として入ってきた部分、例えば、一般会計繰入金として入れた部分、これは結局は処理した上でそれだけのいわゆるゼロ決算ちゅうことになるんですか、その処理した上でゼロ決算。例えば、それぞれが一般会計から繰り入れして、実際的にはやってきました。例えば、県もありますし、町単独でもあります。その辺はきちっと処理して、なおかつこれだけのいわゆる赤字 赤字と言っちゃおかしいが、それにしたということによろしいか。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 年度途中での決算ということでございますから、それぞれ国、県内の組織等もすべて入ってきておりませんので、それぞれ各一般会計からそれらの繰り入れを行い、最終的に一時借入金を起こして収支ゼロの決算に持っていったということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はありませんか。4号に移ります。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議案第5号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第7号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 簡易水道特別会計ですが、これはいわゆる柳井地区の広域企業団に受水費をお支払いするということですが、旧各4町の1日の責任水量とこれまでの平均、1日にどれだけ実際には受水をしとるか、これがわかれば教えてください。

議長（新山 玄雄君） 上元水道課長。

水道課長（上元 勝見君） それでは、お答えします。

水道受水量ですが、旧久賀町が1日が1,485、旧大島町1,980、旧東和町2,770、

旧橋町が1,980で、現在、4町合わせまして、旧町合わせまして8,215トン、15立米が1日の受水となっております。

それと、どれくらい使ってるかということではありますが、これは今、月での集計しか資料ありませんけど、それでよろしいでしょうか。10月で供給量が供給量といいますか、使った量が16万7,066立米となっております。10月の責任水量が25万4,665立米となっておりますので、その差額は使ってないということになります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 課長、申しわけない。例えば、旧久賀、1日の責任水量1,485トンですが、そのうち、だから、何十%というか、例えば、90%ぐらいは使ってるよ、あとの10%は余ってるよと、そういう答えが欲しかったんですが。

議長（新山 玄雄君） 上元水道課長。

水道課長（上元 勝見君） 旧久賀町で言いますと、約8割ぐらいを使用しております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 申しわけない。あとの3町もですが、それを。わかりませんか、わからなかったら後でもいいです。

議長（新山 玄雄君） はい、後ほど。

議員（6番 浜戸 信充君） はい。

議長（新山 玄雄君） ええですか。

議員（6番 浜戸 信充君） はい。

議長（新山 玄雄君） じゃ後ほどということですか。

ほかに質疑は。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 21番、平川です。ページ8ページの1目維持管理費でございますが、その中の13節委託料でございます。この中で345万6,000円というのが説明に入ってるんですが、説明じゃなく、金額の方が362万6,000円ということで17万円ほどの何か委託料が別があればお答え願います。

それと、水質検査の200万円と上がっております。これは貯水池の検査だろうと思うんです。で、これ議題外だったら失礼しますが、配水管の掃除というのはやっておられるのかどうか、その2点をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 上元水道課長。

水道課長（上元 勝見君） お答えします。

配水管の掃除については、その都度ということで対応をいたしております。

それと、8ページの13委託料でしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） ただいまの御質問ですけれども、まず、目1の維持管理費の委託料が362万6,000円になっておると。で、次の8ページで委託料の合計が345万6,000円となっております。これはまず、維持管理経費の委託料が345万6,000円ですと。で、その下にもう一つ飲料水供給施設維持管理費というのがまた二重丸してあると思うんですが、この中に委託料として17万円がございます。しかし、それを合わせてこの目1の維持管理経費の委託料が362万6,000円ですということでございます。よろしくお願いたします。

議員（21番 平川 敏郎君） 了解しました。

議長（新山 玄雄君） はい。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 8ページと9ページの工事請負のところですか。あれ場所は、工事はどこどこなんじゃろうか、工事の場所。

議長（新山 玄雄君） 上元水道課長。

水道課長（上元 勝見君） お答えします。

この工事につきましては今、沖浦地区が沖浦西、東地区ということで農業集落排水の工事を行っております。それに伴う水道管の移設、それと、今ここの大島町役場前の県道改良を行っております。その県道改良に伴います水道管の移設の工事費がここに入っております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1つは、実際的に今、答弁があったように沖浦地区の工事関係、沖浦地域の水道補てん事業ということで組まれております水道移転補償工事、これについては一応下水の方は一応一括して、いわゆる各業者がとられました、やっぱり地元業者育成という意味では水道の部分についてはそれぞれ地元業者ということで、実際的には分割でもできんものかなということは議論してきましたが、実態はどういうふうになっとるのか、聞いておきたいというふうに。

議長（新山 玄雄君） 上元水道課長。

水道課長（上元 勝見君） 水道の移設工事につきましては、下水の工事を落札した業者に一応随契というような形でやってもらっております。といいますのは、工事が同じ場所になりますので、なかなか他の業者を入れてやるということも難しいような状況もありますので、そういった形で施行させてもらっております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ここも先ほどの国保と同じような形態をとっておりますので、同じ角度から質問しておきたいというふうに思います。今回実際的に打ち切り決算をして、新たに町に受け入れということで、旧町の部分は返済金として7,800万円計上されております。それぞれ旧町ごとに報告を求めておきたいというふうに。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 簡易水道の決算見込みでございますけれども、旧久賀町で2,800万円、それから、旧東和町で5,000万円のそれぞれ一時借入金を起こしまして、合計で7,800万円の一時借入金となっております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 先ほどは失礼しました。さっきの委託料の件なんですけど、これはメーター器検針というのと、あと13の一番下にある施設監視点検というのがありますが、これは別項目だから、こういうふうに分かれるんですか、それともできるものなら一緒に委託料のどこへ今後入れていただくと読みやすいんですが、その辺ちょっとお聞きします。

議長（新山 玄雄君） 上元水道課長。

水道課長（上元 勝見君） 今、御質問ありましたようにメーターの管理、施設の管理ということでありますが、メーターの管理は今、周防大島町内すべて委託というような形で検針をいたしております。また、この施設につきましては水道施設の管理ということでありまして、ちょっと若干意味合いが違うので、そういう形で計上させてもらってるということでもあります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） それでは、移ります。

議案第8号、質疑はありますか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 下水道事業特別会計についてお伺いしますが、このたび久賀地区において初めて基本計画の策定についてということで予算計上がなされております。これから久賀地区も下水道工事ができるものというふうに思いますが、そこで、お聞きしますけども、基本計画の中には大まかにどの辺までいわゆる下水道工事を久賀地区でやられる考えがあるのか、例えば、以前も議論がありましたけども、山手についてはいわゆる今のまま 今のままといいいますか、合併浄化槽のままでいくとか、いろいろ議論あったと思うんですが、本管をつなぐいわゆる下水道工事はどのあたりまでを考えておるのか、その辺の御説明をひとつお願いします。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） それでは、久賀町特定環境保全公共下水道の計画について御説明いたします。

久賀町の事業につきましては、9月中に入札をいたしまして、新町になってから今、協議を進めております。そして、現在、測量、そして、処理区域の範囲、それから、処理場の位置についてコンサルに委託をお願いしております。そして、お金がたくさんかかるような山手の位置というのはやはり下水やると高額な費用を伴いますので、経費のかからない方法でやっていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） じゃ具体的にどのあたりまでの地区はいわゆる下水道工事でやるということが、図面があるのならちょっと後からでもいいですから示してほしいと思いますが。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） 現在、調査中でありまして、計画がまた明確になり次第また御提示申し上げます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私、公共下水道の部分はほとんどわかりません。ですから、ちょっと質疑をしちよきたいというふうに思いますが、公共下水道の場合は法律により100%加入ということで進めてこられた、旧東和と旧橋についてはですね。今回いわゆる使用料として入ってきますよね。それは全部加入で、その上に実際3カ月分を組んだということによろしいのかどうなのか。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） 公共下水につきましては、下水道法により地域を指定されれば、全員加入となります。そして、負担金というのは現在も事業を実施して、水を流すようになったところから、今、公共下水の場合には平米当たり300円というので分担金を徴収しております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回歳入の中で636万5,000円。

議長（新山 玄雄君） ページ数を言うて。

議員（16番 広田 清晴君） ごめんなさい、3ページ。というのがあります。これも同じような、例えば、3カ月のいわゆる歳入見込みで組まれたと、あくまで3カ月分ということで。それで、いわゆる滞納分が1万1,000円と、入る予定ということで組まれたということなのかどうなのか。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） 暫定期間に入ると思われる金額です。

議長（新山 玄雄君） いいですか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） また同じようなことを聞くんですが、8ページの工事、あれ場所はどこからどこまでなのか、部落名で教えてください。部落がもしまたがっておれば、8ページの15です。

議長（新山 玄雄君） 工事請負費ね。

議員（20番 中本 博明君） 安下庄地区のどこからどこまでか。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） この工事請負費につきましては暫定期間に支払いをするというので三ツ松地区と、それと、安下庄の安高地区ですか、そこの地域の金額です。

議長（新山 玄雄君） ええですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

それでは、移ります。

議案第9号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

移ります。

議案第10号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 暫時ちょっと休憩。

午前11時35分休憩

.....  
午前11時39分再開

議長（新山 玄雄君） 先ほどの答弁、上元水道課長。

水道課長（上元 勝見君） 先ほど浜戸議員さんから御質問のありました各町がどれくらい使ってるかというパーセンテージですが、先ほど旧久賀が80%と申しました。旧大島が82、旧東和、旧橋につきましては約60%です。これはあくまでも10月分の水量ということで御了解願いたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） それでは、移ります。

議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

移ります。

議案第 1 2 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

まず、議案第 3 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第 2、議案第 3 号平成 1 6 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第 4 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第 3、議案第 4 号平成 1 6 年度周防大島町老人保健事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第 5 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第 4、議案第 5 号平成 1 6 年度周防大島町介護保険事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第 6 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第5、議案第6号平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第6、議案第7号平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第7、議案第8号平成16年度周防大島町下水道事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第8、議案第9号平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第 9、議案第 10 号平成 16 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第 11 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第 10、議案第 11 号平成 16 年度周防大島町渡船事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第 12 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第 11、議案第 12 号平成 16 年度周防大島町交通災害共済事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### 日程第 12、議案第 13 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 12、議案第 13 号平成 16 年度周防大島町公営企業局企業会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） 議案第 13 号平成 16 年度周防大島町公営企業局企業会計暫定予算について、補足説明を申し上げます。

この専決処分は周防大島町公営企業局の本予算成立までのつなぎ予算としまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしたもので、同条第 3 項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものであります。

それでは、お手元の平成16年度周防大島町各会計歳入歳出暫定予算書の49ページの平成16年度周防大島町公営企業局企業会計暫定予算をお開きいただきたいと思います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、病床数では周防大島町立東和病院を131床、周防大島町立橋病院を36床、周防大島町立大島病院を99床、合計で266床と定めるものであります。入所定員では、周防大島町立介護老人保健施設やすらぎ苑を50人、周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑を50人、合計で100人と定めるものであります。

次の患者数では入院を東和病院に9,734人、橋病院に3,174人、大島病院に8,556人、合計で2万1,464人、外来を東和病院に1万3,788人、橋病院に9,782人、大島病院に8,767人、合計で3万2,337人と見込むものであります。入所では介護老人保健施設の利用者数をやすらぎ苑に4,517人、さざなみ苑に4,444人、合計で8,961人、通所では、やすらぎ苑に413人、さざなみ苑に360人、合計で773人と見込むものであります。

次の1日平均患者数でございますけど、これは入院患者数、外来患者数、入所者数を診療日数で除したものでございます。入院を東和病院105.8人、橋病院34.5人、大島病院93人、合計で233.3人、外来を東和病院233.7人、橋病院165.8人、大島病院148.6人、合計で548.1人とし、入所をやすらぎ苑49.1人、さざなみ苑48.3人、合計で97.4人、通所、やすらぎ苑7人、さざなみ苑6.1人、合計で13.1人とするものでございます。

次に、主要な建設改良事業の病院改築事業費でございますが、東和病院に台風被害の復旧工事費4,757万7,000円、東病棟の外壁のひび割れ及びサッシの取りかえ工事費9,624万8,000円、西病棟の外壁ひび割れ改修工事費4,349万4,000円、給水配管改修工事906万9,000円で、合計1億9,638万8,000円、橋病院に台風被害の復旧工事費で1億2,713万4,000円、大島病院に台風被害の復旧工事費で323万4,000円、やすらぎ苑に台風被害の復旧工事費で383万3,000円、さざなみ苑に台風被害の復旧工事費で8,475万6,000円、大島看護専門学校に台風被害の復旧工事費で696万6,000円、病院改築事業費合計で4億2,231万1,000円を計上するもので、医療機械器具購入費では、橋町病院に台風による医療機械器具の復旧費1億4,969万6,000円、大島病院にマルチスライスCT4,945万5,000円、合計で1億9,915万1,000円を計上いたしております。

次に、第3条は、収益的収入及び支出について定めるものであります。

収入では、東和病院に3億5,450万1,000円、橋病院に1億4,390万3,000円、大島病院に2億4,432万4,000円、やすらぎ苑に6,255万4,000円、さざなみ苑に

5,830万2,000円、大島看護専門学校に3,536万6,000円、合計で8億9,895万円を予定するものであります。

支出では、東和病院に4億4,298万2,000円、橘病院に1億7,746万1,000円、大島病院に2億9,314万7,000円、やすらぎ苑に7,021万3,000円、さざなみ苑に6,662万7,000円、大島看護専門学校に5,692万7,000円、合計で11億735万7,000円を予定するものであります。

次に、第4条は、資本的収入及び支出について定めるものであります。

収入では、東和病院に98億2,455万円、橘病院に2億7,670万円、大島病院に5,260万円、やすらぎ苑に380万円、さざなみ苑に8,470万円、大島看護専門学校に690万円、合計で102億4,925万円を予定するものであります。

なお、このうち企業債は病院事業債、もしくは災害復旧債として借入れを予定し、固定資産売却代金は国債の運用のため、売却を予定するものであります。

支出では、東和病院に98億2,463万8,000円、橘病院に2億7,683万円、大島病院に5,268万9,000円、やすらぎ苑に383万3,000円、さざなみ苑に8,475万6,000円、大島看護専門学校に696万6,000円、合計で102億4,971万2,000円を予定するものであります。このうち建設改良費は、第2条の主要な建設改良事業で御説明申し上げましたとおりであります。当初は運用のため、国債の購入を予定するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額46万2,000円は、当年度分、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補てんをいたすものであります。

なお、第3条と第4条の詳細につきましては、予算書の最後にあります平成16年度周防大島町公営企業局企業会計歳入歳出暫定予算事項別明細書の1ページから22ページに平成16年度周防大島町公営企業局企業会計暫定予算実施計画を添付いたしております。

次に、第5条は、企業債について借入れの目的、限度額、方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。これは企業債の借入れの目的を建設改良とし、借入限度額を合計で6億2,100万円とし、借入れの方法を証書借入れとし、借入利率を6%以内として、償還の方法を借入先の融資条件によるものと定めるものでございます。

次に、第6条は、一時借入金について定めるものであります。一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

次に、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものであります。これは給与費と公債費を流用できない経費とし、給与費を東和病院に2億5,436万9,000円、橘病院に9,612万4,000円、大島病院に1億8,277万8,000円、や

すらぎ苑に5,076万9,000円、さざなみ苑に4,457万6,000円、大島看護専門学校に3,979万3,000円で、合計を6億6,840万9,000円とするものであります。

次に、公債費は、東和病院に41万円、橘病院に17万3,000円、大島病院に30万6,000円、やすらぎ苑に7万9,000円、さざなみ苑に7万5,000円、大島看護専門学校に3万8,000円で、合計を108万1,000円とするものであります。

次に、第8条は、棚卸資産購入限度額について定めるものであります。これは薬品や診療材料や給食材料等の貯蔵品の購入の限度額を定め、東和病院に1,131万円、橘病院に3,641万円、大島病院に6,978万7,000円、大島看護専門学校に407万9,000円、合計を1億2,158万6,000円とするものであります。

次に、第9条は、重要な資産の取得及び処分について定めるものであります。これは地方公営企業法の施行令第26条の3の規定により700万円以上の建物、医療機械器具の購入・取得及び処分にするものについて定めるものであります。取得する資産といたしましては、東和病院に台風被害復旧工事費、給水配管等改修工事、利付国庫債券、橘病院に台風被害復旧工事、マルチスライスCT、アルゴンレーザー、一般撮影装置、大島病院にマルチスライスCT、さざなみ苑に台風被害復旧工事を定め、処分する資産といたしましては、東和病院に利付国庫債券、橘病院にマルチスライスCT、アルゴンレーザー、一般撮影装置、大島病院にマルチスライスCTを定めるものであります。

以上で、議案第13号平成16年度周防大島町公営企業局企業会計暫定予算の補足説明を終わります。どうかよろしく御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。1時でよろしいでしょうか。じゃ1時まで休憩をいたします。

午後0時02分休憩

午後0時59分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

先ほど説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回いわゆる資本の部分で、重要な資産の取得及び処分についてということで9億6,000万円余りの国債を処分し、そして、購入ということになっております。その点で、1つは、いわゆる処理するところが実際には東和病院ということになっております。きのう実は条例設置で、総務部を置くということで条例ができました。それとの関係も含めて、いわゆる国債をあてがう、例えば、準備金とか基金とかいうんがあると思いますが、それ

を充てとるのかどうなのか、いわゆる準備基金、積立金等がありますよね。建設改良そのほか、それがいわゆる9億6,000万円のうちの中に入っておるのではなからうかと思いますが、単純に預かり金とか、そういう部分だけなのか、聞いておきたいというふうに思います。2点。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、1点の国債の売買を東和病院でということでございますけど、一応運用は総務部で行っております。

ただ、総務部の経費というのは地方公営企業法の施行令にございますけど、関連収益・費用の案分というのがございます。これは3病院とやすらぎ苑とさざなみ苑に案分しております、経費を。それで、今度予算的にはこういう国債 国債というんですか、総務部の予算についてやる場合は、館番号の1番。したがって、東和病院が館番号1番でございますので、そこに上げるようにと県の指導があります。

それから、2問目の国債の運用財源でございますけど、減債積立金、それから、建設改良積立金、退職給与引当金、修繕引当金、利益積立金などを財源にしております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、報告がありましたそれぞれ国債のいわゆる中身、例えば、退職給与引当金以降、建設、そのほかいろんなそれぞれ基金がありますから、それを合算したらその金額になるんだろうというふうには想像がつかますが、それぞれが一体今、幾らの状況なのか、報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） お答えいたします。

今、手元に貸借対照表ございませんので、後日御連絡いたします。

議長（新山 玄雄君） 3回目になる。

議員（16番 広田 清晴君） はい。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう一件は、今度は収益的収入及び支出というところで、医業外収益というのが出てきます。これは通常医業外収益といたら、町を通じて入ってくる分、それと、国から町を通じて入るという部分、直接町から入るという部分があると。ページ数でいきますと51ページが収益的収入及び支出の方になると。医業外収益の方でそれぞれ周防大島町立東和病院で2,200万円、それと、橘病院で931万6,000円というふうにそれぞれ入っております。これはいわゆる町からの収益というふうにとらえていいのか、国からの収益というふ

うにとらえていいのか、質問しておきたいというふうに思います。

それと、先ほどから聞いておられてわかるように、実際的には暫定予算ということで一般会計予算については一応この間のいわゆる払い部分が対象で、いわゆる予算計上したというのが本来的な総務部の考え方と、一般会計についてはですね。特別会計についてもそうだということですが、これは実際的には今後3月までの部分、建設改良等については3月までの部分というふうにとらえておってよいのかどうなのか、それも聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、医業外収益でございますけど、この中には医業外収益、項で上げておりますので、目、節がございます。目でいきますと、受取利息配当金、それから、他会計補助金、患者外給食収益、その他医業外収益というふうになっております。

で、お尋ねの町を通じてというのは他会計補助金では上がっております。あとはその他医業外収益の中には電話料とか、住宅の使用料とかいうふうなのが上がっております。

それから、2点目でございますけど、会計方法、一般会計とどうかということでございますけど、一応地方公営企業会計は発生主義でございます。したがって、当然未収、未払いが発生します。だから、一般会計とはちょっと、官庁会計と違って公営企業会計は御存じのように複式簿記でございます。

それから、建設改良を3月までのを上げてどうかということでございますけど、これは一応3カ月の暫定予算で処理しております。上がっておりません。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 以前の施設診療組合議会においては旧久賀町に病院をという話があったと思いますが、この話についてその後の経過と今後の将来の見通しとございますか、その辺が計画としてあるのかどうか、話を聞かしてください。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員さん、予算審議なので、これはまた一般質問でお願いします。

議員（6番 浜戸 信充君） はい、わかりました。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第12、議案第13号平成16年度周防大島町公営企業局企業会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### 日程第13・議案第14号

議長（新山 玄雄君） 日程第13、議案第14号周防大島町指定金融機関の指定の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第14号周防大島町指定金融機関の指定についての専決処分を報告し、承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、周防大島町の発足に伴いまして膨大な公金出納事務を処理するため、現金の出納事務に最も適した金融機関を活用することで、公金取り扱いの効率的運営と安全を図るとともに、事務の円滑な処理及び住民サービスの向上を図るものであります。株式会社山口銀行を指定金融機関とすることにつきましては、旧2町での指定金融機関で、事務処理が正確かつ安全であった実績に加えまして、山口県の指定金融機関でもあるとともに、経営状況も良好であることから指定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をしたものであります。本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上、議案第14号の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号、質疑はありますか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これも旧久賀町においては農協、JA山口大島が指定金融機関だったと思うんですが、その場合、会計課には農協の職員が1人おりました。指定機関が変わったことにより銀行の行員が今いない状態ですが、この辺職員がかわりにやっておると かわりといえますか、やっておるとい状態になっておりますが、いわゆる窓口においては職員が減ってるわけで、その辺の対応方については今後どのように考えているか、お願いします。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。

旧各町では指定金融機関が同一ではございませんでした。JA山口大島、合併する前は、旧東和町は東和農協ということでございました。旧橘、旧大島は山口銀行でございました。

それで、各金融機関から収入役室に各1名ずつの職員派遣が行われておりました。新町になりまして、指定金融機関を山口銀行にいたしました。山口銀行から各総合支所に1名ずつ、さらに、収入役室があります大島庁舎にはさらにもう一名ということで、今現在5名の職員の派遣をいただいております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第14号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第13、議案第14号周防大島町指定金融機関の指定の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第14・議案第15号

日程第15・議案第16号

日程第16・議案第17号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第15号柳井地区広域消防組合への加入の専決処分の承認を求めることについてから、日程第16、議案第17号柳井地域広域水道企業団への加入の専決処分の承認を求めることについてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第15号から議案第17号までの柳井地区広域消防組合、柳井地区広域事務組合、柳井地域広域水道企業団への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

本案はこのたびの合併に伴いまして柳井広域圏関係の3一部事務組合から脱退する議決を旧4町とも6月定例会で御議決をいただき、合併の前日をもちまして脱退をいたしておりました。新町になりまして、合併の日に周防大島町として加入するものでございます。各関係3一部事務組合の加入につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をしたものでありまして、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上、議案第15号から17号の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決

を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第16号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第17号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第14、議案第15号柳井地区広域消防組合への加入の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第16号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第15、議案第16号柳井地区広域事務組合への加入の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第17号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第16、議案第17号柳井地域広域水道企業団への加入の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第17・議案第18号

日程第18・議案第19号

日程第19・議案第20号

日程第20・議案第21号

日程第21・議案第22号

議長（新山 玄雄君） 日程第17、議案第18号山口県市町村公平委員会への加入の専決処分の承認を求めることについてから、日程第21、議案第22号光市・大和町の廃置分合に伴う山口県東部地方税整理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第18号から議案第22号までの山口県市町村公平委員会、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合、山口県自治会館管理組合、山口県東部地方税整理組合への加入と他の構成町の脱退についての専決処分の報告をし、承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

まず、議案第18号は、このたびの周防大島町の合併に伴いまして公平委員会からの脱退する議決を旧4町とも6月定例会で御議決をいただき、合併の前日をもちまして脱退し、合併の日に周防大島町として加入をすることにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであり、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第19号、第20号は、光市・大和町及び宇部市・楠町の合併に伴いまして公平委員会及び非常勤職員公務災害補償組合から、大和町が10月4日、楠町、山陽町で組織しております山陽地区消防組合が11月1日から脱退することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであり、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第21号は、光市・大和町及び宇部市・楠町の合併に伴いまして自治会館管理組合から、大和町が10月4日、楠町が11月1日から脱退することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであり、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第 2 2 号は、光市・大和町の合併に伴いまして東部地方税整理組合から、大和町が 1 0 月 4 日から脱退することにつきまして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたものであり、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上、議案第 1 8 号から第 2 2 号の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第 1 8 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 9 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 2 0 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 2 1 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 2 2 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議案第 1 8 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第 1 7、議案第 1 8 号山口県市町村公平委員会への加入の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第 1 9 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第18、議案第19号山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第20号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第19、議案第20号光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第21号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第20、議案第21号光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第22号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第21、議案第22号光市・大和町の廃置分合に伴う山口県東部地方税整理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 2 2 . 議案第 2 3 号

日程第 2 3 . 議案第 2 4 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 2、議案第 2 3 号光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについてから、日程第 2 3、議案第 2 4 号大和町、楠町及び山陽地区消防組合の脱退に伴う山口県市町村職員退職手当組合の財産処分の専決処分の承認を求めることについてまでの 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第 2 3 号から議案第 2 4 号までの山口県市町村職員退職手当組合からの脱退と財産処分についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

まず、議案第 2 3 号は、光市・大和町及び宇部市・楠町の合併に伴いまして退職手当組合から、大和町が 1 0 月 4 日、楠町、山陽町で組織いたしております山陽地区消防組合が 1 1 月 1 日から脱退することにつきまして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたものであり、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第 2 4 号は、光市・大和町及び宇部市・楠町の合併に伴いまして退職手当組合から、大和町が 1 0 月 4 日、楠町、山陽町で組織しております山陽地区消防組合が 1 1 月 1 日から脱退することにつきまして、財産処分について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づきまして専決処分をしたものであります。本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上、議案第 2 3 号、2 4 号の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第 2 3 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 2 4 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議案第23号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第22、議案第23号光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第24号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第23、議案第24号大和町、楠町及び山陽地区消防組合の脱退に伴う山口県市町村職員退職手当組合の財産処分の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

・ ・

#### 日程第24、議案第25号

#### 日程第25、議案第26号

議長（新山 玄雄君） 日程第24、議案第25号光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについてから、日程第25、議案第26号大和町、楠町及び山陽地区消防組合の脱退に伴う山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分の専決処分の承認を求めることについてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第25号から議案第26号までの山口県市町村消防団員補償等組合からの脱退と財産処分についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

まず、議案第25号は、光市・大和町及び宇部市・楠町の合併に伴いまして消防団員補償等組合から、大和町が10月4日、楠町、山陽町で組織しております山陽地区消防組合が11月1日

から脱退することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであり、本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

次に、議案第26号は、光市・大和町及び宇部市・楠町の合併に伴いまして消防団員補償等組合から、大和町が10月4日、楠町、山陽町で組織しております山陽地区消防組合が11月1日から脱退することにつきまして、財産処分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであり、本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

以上、議案第20号、26号の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第25号、質疑はありますか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 議案第19号からずっとここまではいわゆる合併に伴いそういう組織をする組合への脱退といいますが、そういうことで組合自体を組織する地方公共団体が減ってくるわけですが、今後また来年にかけてこういう合併に伴いどんどん公共団体が減ってくるわけですが、その後こういう組織が組合としてやっていけるのかどうか、その場合、各地方公共団体の負担金がふえてもやるのか、将来的な見通しはこれはどうなのか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。

今まで56市町村あったわけですが、当然市は14市にあったわけで、これが既に周南市ができて減っておりますし、さらにまた、どんどん今減っておるわけですが。

それで、特に問題なのは町村、市はいいんですが、町村の方です。市は結果的に大きくなるといことなんですが、町村の方がどんどん減っておるという状況でございまして、町村で組織しております一部事務組合の存続というのは非常に厳しい状況になってきつつあると思っております。構成町が少なくなることによって実際に存続できるのかというふうな問題も既に町村会が大体事務局になってるところが多いんですが、そこでもいろいろ協議をいただいておりますし、さらに、今度は県域を超えた広域的なものにするべきかとか、または、県の町村会だけでなく、全国的な全国町村会というふうな場でもいろいろ議論がなされております。

そこで、今すぐにどうこうという結論は出ておりませんが、まだ合併特例法が来年、再来年の3月までですか、あるということですので、それまでにはいろいろまだ御協議がなされるものと思っております。

議長（新山 玄雄君） ええですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第26号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議案第25号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第24、議案第25号光市・大和町及び宇部市・楠町の廃置分合に伴う山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第26号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第25、議案第26号大和町、楠町及び山陽地区消防組合の脱退に伴う山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### 日程第26、議案第27号

議長（新山 玄雄君） 日程第26、議案第27号相互救済事業経営を財団法人全国自治協会に委託の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議案第27号相互救済事業経営を財団法人全国自治協会に委託する専決処分を報告し、承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

地方自治法第263条の2第1項において、「普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の地方公共団体と共同して、火災、水災、震災、その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。」と規

定されております。この規定に基づきまして、全国の町村で財団法人全国自治協会を組織し、旧4町をこの協会に公共施設及び公用車の損害保険事業を委託してまいりました。新町の発足に伴いまして引き続き当協会に損害保険の相互救済事業を委託することとし、地方自治法の規定により議会の議決が必要となりますが、契約の性質上、万が一に備えるものでありまして、契約に空白の期間を生じさせないために職務執行者において、10月1日に専決処分を行ったものであり、本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

以上、議案第27号の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第27号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第27号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第26、議案第27号相互救済事業経営を財団法人全国自治協会に委託の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

午後1時35分休憩

午後1時37分再開

議長（新山 玄雄君） いいですか。それでは、再開をいたします。

#### 日程第27、同意第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第27、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、本年10月1日の周防大島町発足時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条の規定に基づく、大島郡旧4町の教育委員会委員の中から選任をされました5人の暫定教育委員が本議会の会期末日をもちまして任期満了となります。そのことから後任の教育委員会委員を選任するものでございます。後任の教育委員といたしましては、合併に伴います住民のニーズの多様化、複雑化の中で豊富な経験と教育に関して広い見識を有しておられます尾野亜紀子さん、中原徹也さん、三谷俊雄さん、正久武則さん、平田武さんを周防大島町教育委員会委員として最適任であると考えますので、その任命につき議会の同意をお願いするものでございます。お手元に後任の方の経歴と任期が添えてございますので、何とぞ御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、提案理由といたします。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

まず、尾野亜紀子委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、尾野亜紀子委員の任命につき同意することに決定しました。

続きまして、中原徹也委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、中原徹也委員の任命につき同意することに決定いたしました。

続きまして、三谷俊雄委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、三谷俊雄委員の任命につき同意することに決定いたしました。

続きまして、正久武則委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに賛

成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、正久武則委員の任命につき同意することに決定しました。

続きまして、平田武委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、平田武委員の任命につき同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時41分休憩

.....

午後 3 時20分再開

議長（新山 玄雄君） いいですか、おそろいでしょうか。それでは、再開をいたします。

・

#### 日程第 2 8 . 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙について

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 8、柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

柳井地区広域消防組合議会議員に、魚谷議員、平村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました魚谷議員、平村議員を柳井地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました魚谷議員、平村議員が当選されました。

魚谷議員、平村議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

#### 日程第29．柳井地区広域事務組合議会議員の選挙について

議長（新山 玄雄君） 日程第29、柳井地区広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

柳井地区広域事務組合議会議員に、尾元議員、伊藤秀行議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました尾元議員、伊藤秀行議員を柳井地区広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました尾元議員、伊藤秀行議員が当選されました。

尾元議員、伊藤秀行議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

#### 日程第30．柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙について

議長（新山 玄雄君） 日程第30、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

柳井地域広域水道企業団議会議員に、神岡議員、田村議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました神岡議員、田村議員を柳井地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。（拍手）よって、ただいま指名した神岡議員、田村議員が当選されました。

神岡議員、田村議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第31．議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（新山 玄雄君） 日程第31、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを上程し、これを議題といたします。

議会運営委員長から議会運営に関する事、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事、議長の諮問に関する事等について、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の特定事件として委員の任期中の継続審査としたい旨の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長の申し出のとおり、申し出事件を委員の任期中の特定事件として、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、申し出事件を委員の任期中の特定事件として、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして本臨時会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成16年第1回臨時会を閉会いたします。

午後3時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

臨時議長 黒田 壇豊

議 長 新山 玄雄

署名議員 久保 雅己

署名議員 伊東 梅芳